鳥取市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和２年３月２５日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第２０号

鳥取市公民館条例の一部を改正する条例

鳥取市公民館条例（昭和３５年鳥取市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

別表第２項の表鳥取市立城北地区公民館の項中「鳥取市田園町四丁目」を「鳥取市青葉町三丁目」に改める。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。